

協同組合出資金の特質

—その負債性と資本性の検討—

山梨学院大学 経営情報学部 教授

堀越 芳 昭



国際会計基準が協同組合の出資金を「資本」ではなく「負債」とする方向にあって、本稿では協同組合の出資金の特質を協同組合の資本の機能と存在の両面から考察していく。

出資金の機能的特質

一般に資本機能として7点をあげることができる。①立ち上がり資金、②運転資金、③再投資資金、④負債に対する担保、⑤利益の帰属、⑥支配の根拠、⑦残余財産分配の基準。

協同組合の資本機能はこれらのうち、⑤利益の帰属は、出資利子制限の協同組合原則によってその機能を禁止ないし制限されている。また⑥支配の根拠は、出資額と無関係な議決権の付与（議決権平等原則）によって否定されている。⑦の残余財産分配の基準は、1995年ICA原則等の「不分割積立金の原則」では否定されるが、それ以外の財産に対しては利用分量分配が本来のあり方である。しかしそれには出資基準などさまざまな方法があり、残余財産の処理に関しては明確な制度や方式が確立しているとはいえない状況である。

総じて各種の資本機能のうち、最も重要な利益分配機能と支配機能が剥脱され、残余財産分配機能も協同組合原則で「不分割積立金」に関し否定されているように、協同組合の資本機能は一般企業における資本機能とは著しく異なっている。

なお①立ち上がり資金、②運転資金としての機能は借入金・負債によっても不可能ではなく、いわゆる自己資本だけにその機能は限

定されない。これらはあらゆる事業体にみられる資本機能である。また③の再投資資金は基本的には事業活動の剰余から形成される準備金・積立金によるものである。

負債に対する担保機能

問題の焦点は④の負債に対する担保機能であり、協同組合の出資金がこの機能を果たしているかどうかである。協同組合は組合員の利用目的を実現するために事業を展開するのであり、組合員はそのために出資金を拠出する義務を負っている。事業上の負債が生じた場合、それに対して責任を負うということで、出資金はこの担保機能を果たしている。

有限責任の場合この出資額を限度として責任を負うが、保証責任の場合出資額に加えて一定の責任が追加され、無限責任の場合出資額のみならず組合員の全財産で責任を負う。

出資金の負債に対する担保機能は、残余財産の処理の場合でも、出資金の払戻は債務の劣後にあり、機能しているものといえる。このように担保機能という点で、出資金は機能的には資本と規定することができる。

確かに、出資金が払戻可能であることからその不安定性は否定できず、担保機能にも不安定性を生じる。しかしこの不安定性は出資金の存在によって規定されるものであり、出資金それ自体の担保機能の有無とは別の問題である。

すなわち協同組合の出資金は、利益の帰属と支配の根拠としての機能は否定され、一般の企業資本と同様の資本ではない。しかし協

同組合の出資金は一般的な事業資金として、また負債に対する担保として機能し、その意味で会計上・事業上の資本機能を有している。

出資金の存在的特質

しかし協同組合の出資金は、その資本機能の発揮においてその不安定性が問題となる。それは出資金自体の機能的特質というよりも出資金の存在に関わる問題である。

協同組合の出資金の存在的特質は、出資金が組合員と一体で密着していることにあり、組合員の加入脱退および組合員の組合に対する信頼度によって出資金額が変動するところにある。そしてこれを可能にしているのが脱退時における出資金の払戻可能性である。こうした出資金の特質は、一面で協同組合の事業の有効性が組合員の加入脱退と信頼度によって絶えず検証されていることの証左でもあり、協同組合の有効性が発揮されている限り、組合員の参加は促進され、出資金は安定的に存在し、それが有する不安定性は解消される。他面で協同組合の有効性が損なわれた場合、または不測の事態によって、出資金の不安定性が顕在化することがある。

それをどのように防止するかは、組合による買取もあるが、現組合員・新組合員への譲渡がいまのところ最良であろう。

組合員の存在的特質

なお、こうした出資金の存在的特質は組合員の存在的特質に規定されており、これこそが協同組合の特質を形成しているのである。組合員の存在的特質とは、「組合員（構成員）が利用者である」ということ、「利用者が組合員（構成員）である」というところに求められる。つまり、組合員は所有者であり、かつ利用者であって、所有者性（資本主性）と利用者性（顧客性）を合わせ持つ存在である（いわゆる「二重性」）。この組合員の存在的

特質は、二面性というよりもその一体性に特徴があり、利用目的を第一義とする組合員にとっては、その利用者性が本源的なものであり、その利用者性を発揮するために所有者性を有するといったほうがより正確であろう。こうした組合員と利用者の一体的存在が組合員と出資金の一体的存在を決定づけているのであって、協同組合の出資金の特質は究極的にはこうした組合員の存在的特質に規定されているのである。

この組合員と利用者の一体性、出資と利用の一体性は協同組合の本質的要素であり、脱退時にも貫かれる。すなわち組合員が脱退した場合、利用目的の放棄と共に出資が払戻され、出資者であることも解消される。

協同組合会計基準の必要

負債の定義を「過去に事象する債務である経済的便益の移転」とするならば、払戻可能な協同組合の出資金はこの定義に接近したものであるということができる。

この点で協同組合の出資金は、会計上でみれば、負債性と資本性を兼ね備え、いわば負債と資本の中間領域にあるということもできなくはない。しかし株式会社におけるような中間領域にある金融商品としての（強制償還）優先株式やストック・オプションとはまったく異にしている。協同組合の出資金は金融商品でも投資の対象でもなく、組合員の組合利用を確保するための組合員の責任義務としてあり、担保機能をもち、組合員との一体性を有するのである。

したがって一般企業や株式会社を基準とした会計基準で協同組合の出資金を負債あるいは資本とすることは困難である。求められるのは協同組合の特質に立脚しそれを生かす独自の「協同組合会計基準」である。

URL：<http://homepage3.nifty.com/horikoshi/>